

2月 洞爺総合支所からのお知らせ

・ ・ ・ 確 定 申 告 に つ い て ・ ・ ・

今年の洞爺総合支所の給与所得及び年金所得等の還付申告受付は、令和8年2月2日（月）から3月16日（月）までの受付となります。

申告受付につきましては、総合支所はもちろん本庁住民税務課においても書類を一時預かり、後日連絡させていただくこととなりますので、ご了承ください。また、国民健康保険、後期高齢者医療、重度心身障がい者医療、子ども医療、ひとり親家庭等医療の対象者となる世帯で、確定申告が不要な場合でも、給与・課税年金以外の収入がある人は必ず住民税申告を（未収入申告含む）してください。

《洞爺総合支所の申告相談日》

令和8年2月20日（金）
9時30分～12時（午前）
13時～17時（午後）

《税務署での申告》

- ・ 新規事業所得
- ・ 事業所得（青）
- ・ 分離譲渡所得
- ・ 準確定申告
- ・ 複雑で多岐に渡る申告



福祉灯油について



高齢者世帯、重度心身障がい者世帯、ひとり親世帯等に対し、1世帯あたり灯油100リットル分の購入助成を行っております。洞爺総合支所でも3月2日（月）まで受付をしています。

～必要なもの～

- 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
- 令和7年中の収入状況がわかるもの（世帯全員分）

年金の支払通知書、源泉徴収票、年金が振り込まれている通帳など
源泉徴収票、給与支払明細書等の収入が確認できるもの
事業所得がある方は、令和6年分の確定申告書の写し